

4—2 信州創生推進資金（事業承継向け）

(1) 貸付対象者

- ア 他者が営む既存事業の一部を譲り受け、事業継続しようとする者
- イ 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする者
- ウ 次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」という。）の規定に基づく認定を受けた者」
 - (ア) 経営承継円滑化法第13条第1項の規定による経営承継関連保証を利用する者
 - (イ) 経営承継円滑化法第13条第2項の規定による特定経営承継関連保証を利用する者
 - (ウ) 経営承継円滑化法第13条第3項及び同条第4項の規定による経営承継準備関連保証を利用する者
 - (エ) 経営承継円滑化法第13条第5項の規定による特定経営承継準備関連保証を利用する者
 - (オ) 経営承継円滑化法第13条第6項の規定による経営承継借換関連保証を利用する者
- エ 「事業承継」を行おうとする者または「事業承継」を行ってから5年未満の者であって当該事業の拡大を図ろうとする者
- オ 事業承継特別保証制度要綱（20240813 中庁第2号）に定める事業承継特別保証を利用する者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円（うち借換8,000万円）
貸付利率	年1.2%
貸付期間 ※1	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） うち土地・建替 15年以内※2（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内） うち借換 10年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要。 前記(1)貸付対象者ウ(オ)又はオの場合、不要
返済方法	元金均等による月賦返済
その他	前記(1)貸付対象者ウ(オ)又はオの場合、信用保証付き融資に限り借換が可能

※1 貸付期間は1年超とすること

※2 対象者オの場合は10年以内

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書（様式第1号）
② 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）
③ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）
④ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、

<p>代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる)</p> <p>⑤ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類</p>
<p>イ 前記(1)貸付対象者アの場合</p> <p>⑥ 事業計画書(様式第20号)</p> <p>⑦ 事業譲渡が確認できる書類の写し(事業譲渡契約書、事業用資産の売買契約書等)</p>
<p>ウ 前記(1)貸付対象者イの場合</p> <p>⑧ 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画書</p>
<p>エ 前記(1)貸付対象者ウの場合</p> <p>⑨ 経営承継円滑化法第12条の規定に基づく都道府県知事の認定書及び認定申請の提出書類の写し</p>
<p>オ 前記(1)貸付対象者エの場合</p> <p>⑩ 事業計画書(様式第20号の2)</p> <p>⑪ 事業承継の日を証する書類の写し(個人にあっては税務署の収受が確認できる開業届または許可等にかかる変更申請書類等客観的に承継が確認できる書類等。法人にあっては履歴事項全部証明書、株式譲渡契約書等。)</p> <p>⑫ 株主構成が確認できる書類(議事録、法人税申告書の別表二等)</p>
<p>カ 前記(1)貸付対象者オの場合</p> <p>⑬ 事業承継特別保証利用に係る信用保証協会への提出書類(所定様式)の写し</p>
<p>キ 設備資金の場合</p> <p>⑭ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等(写し可)</p> <p>⑮ 建築確認済証の写し(建築確認が必要な工事を行う場合に限る)</p> <p>⑯ 不動産売買契約書案等(不動産を対象とする場合に限る)</p> <p>⑰ 事業所以外の場所に設置する設備にあっては、設置場所の略図</p>
<p>ク 提出部数</p> <p>4部(なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる)</p>

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き(あっせん経路)一覧」の(2)に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

県内における営業期間が1年未満の者であっても、貸付けの対象となる。

イ 資金使途

(ア) 前記(1)貸付対象者ウ(ア)又は(イ)に該当するものにあつては、次のa～eいずれかに該当する資金に限る。

- a 議決権株式の取得資金
- b 事業用資産等の取得資金
- c 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金
- d 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金

e 運転資金

- (イ) 前記(1)貸付対象者ウ(ウ)又は(エ)に該当するものにあつては、他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であつて、次のいずれかに該当する資金に限る。
 - a 他の中小企業者が有する事業用資産等の取得資金
 - b 他の中小企業者（会社に限る。）の株式等の取得資金
- (ウ) 前記(1)貸付対象者ウ(オ)に該当するものにあつては、経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの）に限る。

ウ その他

- (ア) 前記(1)貸付対象者ウについては、前記(3)申込書類エの認定書の有効期限である認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までに申込みを行うこと。
- (イ) 貸付対象者ウ(オ)又はオに該当し、借換を行った資金（以下、「借換資金」という）がある場合、「借換資金の残高を8,000万円から控除した額」もしくは「3,000万円」のいずれか小さい方の額を運転資金の貸付上限額とする。
- (ウ) 貸付対象者エに規定する「事業承継」とは、中小企業庁が定義する「事業承継の構成要素」を事業者または法人代表者がすべて承継するものであること。なお、「事業承継」の譲渡人は本資金の対象としない。
- (エ) 「単なる不動産売買」である場合は、本資金の対象とはならない。また、貸付対象者エで規定する「事業承継」にも該当しない。

エ 借換条件

前記(1)貸付対象者ウ(オ)又はオにおける借換については、次のすべての条件を満たすこと。

- (ア) 信用保証付き融資に限り借換が可能であること。
- (イ) 借換後の貸付期間は1年超であること。
- (ウ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。
- (エ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。
- (オ) 融資あっせん申込書（様式第1号）に、資金使途が借換である旨、及び別紙チェックリストに借換対象となる従前の借入金の名称、資金申込年月日及び借入残高等を明記すること。なお、申込書の欄に記載しきれない場合は、別紙に記載の上、申込書に添付すること。